

**産業廃棄物処理対策等調査  
特別委員会**

令和元年9月26日より12月10日までの期間、委員会を開催し調査研究をしました。これまでの経緯などは次のとおりです。

**9月26日** 総務課より住民投票条例施行規則について説明を受け、質疑応答を行いました。

**9月26日** 懇談会において、これからの委員会の進め方について協議しました。住民投票時に有権者のための判断材料として関係者から意見を聞くことになりました。

**10月21日** 懇談会において、参考人招致の法的根拠や土地利用について協議しました。

**11月7日** 委員会への参考人招致について委員間協議を行いました。投票前の参考人として財産区管理会、財産区管理者（市長）、推進協議会、大栄環境(株)、事業に伴う関係部署職員、また投票後には市長及び大栄環境(株)などの選定について議論しました。委員からは、財産区運営のあり方や国の法律、県条例の考え方を議論した上で、最初に市環境課、商工観光課

より説明を求める。次に参考人招致をして意見などの質疑応答を行うことで決定をしました。

**11月29日** 参考人として土地賃貸借契約時の財産区管理委員2名及び市民グループ9グループに出席していただきました。財産区役員からは企業進出及び土地賃貸借契約の経緯などをうかがいました。市民グループからは、産廃処理施設建設に反対する理由や住民投票への参加の必要性及び環境アセスメントに対する疑問などの意見が出され質疑を行いました。なお、推進協議会は欠席でした。

**12月10日** 住民投票結果について市長にこれからの対応について質疑応答を行いました。冒頭、市長から建設反対票が9割あったので民意を重く受け止め、大栄環境(株)へは事業撤退を要請し、池新田財産区へは土地賃貸借契約の解除を申し入れる。また投票結果などについて川勝知事に報告すると発言した。その後の委員からの質問では、市長の具体的行動について質問した。事業者への撤退には法的根拠に基づいた理由の必要性や、土地賃貸借契約の解除については、財産区管理者としての市長が財産区へ同意を求める手順が正当

である。土地利用手続きについて市長の考えをしっかりと出すべきなどの意見がありました。また、次

回に大栄環境(株)を参考人招致することを決定しました。

**御前崎市における産業廃棄物処理施設の設置についての住民投票に係る主な経過**

年月日	内 容	年月日	内 容
令和元年 6月 19日	御前崎市条例制定請求書の提出	9月 5日	9月議会定例会 (委員長報告、討論、採決) 採決 (修正案 賛成11 反対2)
6月 25日	議会運営委員会において条例案の説明	9月 26日	第9回特別委員会 (条例施行規則について)
6月 27日	6月議会定例会 (条例案の提出・産業廃棄物処理対策等調査特別委員会に付託) 第1回特別委員会 (継続審査の協議) 6月議会定例会 (閉会中の継続審査) 第2回特別委員会 (意見陳述について)	11月 7日	第10回特別委員会 (今後の調査事項について)
7月 8日	第3回特別委員会 (意見陳述、市長への質疑)	11月 18日	第11回特別委員会 (土地賃貸借契約に至った経緯と責務について)
7月 19日	第4回特別委員会 (住民投票制度について)	11月 21日	第12回特別委員会 (参考人招致に関する抗議文について)
7月 26日	第5回特別委員会 (環境アセスメントについて)	11月 25日	第13回特別委員会 (産廃業に対する行政指導、経済効果等について)
8月 2日	第6回特別委員会 (条例案の説明・質疑)	11月 29日	第14回特別委員会 (参考人招致：元財産区管理委員2名、建設反対等各団体9名)
8月 16日	第7回特別委員会 (条例修正案の提出・質疑)	12月 8日	住民投票実施 投票率 60.81% (賛成1,565票 反対14,409票)
8月 26日	第8回特別委員会 (条例再修正案の提出) 委員会採決 (修正案 賛成10、反対3)	12月 10日	第15回特別委員会 (住民投票結果について 市長質疑)
9月 2日	議会運営委員会において追加日程の協議		